

厚生労働省発医政 0904 第 1 号
令和 6 年 9 月 4 日

各 都 道 府 県 知 事 殿

厚生労働事務次官
(公 印 省 略)

医療関係者研修費等補助金及び臨床研修費等補助金の国庫補助について

標記の国庫補助金の交付については、平成 21 年 5 月 21 日厚生労働省発医政第 0521001 号本職通知の別紙「医療関係者研修費等補助金及び臨床研修費等補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により行われているところであるが、今般、交付要綱の一部が別紙新旧対照表のとおり改正され、令和 6 年 4 月 1 日より適用することとされたので通知する。

別 紙

改正後	現行
医療関係者研修費等補助金及び臨床研修費等補助金交付要綱	医療関係者研修費等補助金及び臨床研修費等補助金交付要綱
厚生労働省発医政第0521001号 平成21年5月21日	厚生労働省発医政第0521001号 平成21年5月21日
厚生労働省発医政0422第7号 平成22年4月22日	厚生労働省発医政0422第7号 平成22年4月22日
厚生労働省発医政0426第6号 平成23年4月26日	厚生労働省発医政0426第6号 平成23年4月26日
厚生労働省発医政0510第6号 平成24年5月10日	厚生労働省発医政0510第6号 平成24年5月10日
厚生労働省発医政0520第2号 平成25年5月20日	厚生労働省発医政0520第2号 平成25年5月20日
厚生労働省発医政0603第5号 平成26年6月3日	厚生労働省発医政0603第5号 平成26年6月3日
厚生労働省発医政0622第7号 平成27年6月22日	厚生労働省発医政0622第7号 平成27年6月22日
厚生労働省発医政1201第1号 平成27年12月1日	厚生労働省発医政1201第1号 平成27年12月1日
厚生労働省発医政0511第10号 平成28年5月11日	厚生労働省発医政0511第10号 平成28年5月11日
厚生労働省発医政0714第2号 平成29年7月14日	厚生労働省発医政0714第2号 平成29年7月14日

別 紙

改正後	現行
厚生労働省発医政0831第9号 平成30年8月31日	厚生労働省発医政0831第9号 平成30年8月31日
厚生労働省発医政0924第2号 令和元年9月24日	厚生労働省発医政0924第2号 令和元年9月24日
厚生労働省発医政1224第19号 令和2年12月24日	厚生労働省発医政1224第19号 令和2年12月24日
厚生労働省発医政0921第2号 令和3年9月21日	厚生労働省発医政第号 令和3年9月21日
厚生労働省発医政1006第1号 令和4年10月6日	厚生労働省発医政1006第1号 令和4年10月6日
厚生労働省発医政0908第2号 令和5年9月8日	厚生労働省発医政0908第2号 令和5年9月8日
<u>厚生労働省発医政0904第1号</u> <u>令和6年9月4日</u>	<u>(新設)</u>
医療関係者研修費等補助金及び臨床研修費等補助金交付要綱	医療関係者研修費等補助金及び臨床研修費等補助金交付要綱
1～2（略）	1～2（略）
（交付の対象）	（交付の対象）
3 これらの補助金は、次の事業を交付の対象とする。	3 これらの補助金は、次の事業を交付の対象とする。
（1）医療関係者研修費等補助金	（1）医療関係者研修費等補助金
一般用医薬品適正使用推進のための研修事業（医薬品適正使用推進費）	<u>ア</u> 一般用医薬品適正使用推進のための研修事業（医薬品適正使用推進費）
令和5年5月29日薬生発 0529 第2号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知	令和5年5月29日薬生発 0529 第2号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知「一

別 紙

改正後	現行
「一般用医薬品適正使用推進のための研修事業実施要綱」に基づき別に定める公募要領により採択された法人が行う事業 <u>(削除)</u> (2) 臨床研修費等補助金 臨床研修事業等（医療提供体制確保対策費） ア 医師 平成16年10月7日医政発第1007014号厚生労働省医政局長通知「医師臨床研修費補助事業の実施について」の別添「医師臨床研修費補助事業実施要綱」に基づき、医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令（平成14年厚生労働省令第158号）に基づき指定を受けた臨床研修病院の開設者等が行う臨床研修の事業（研修プログラムに基づき行う事業）及び地域協議会の事業 イ 歯科医師 (ア) 平成18年7月3日医政発第0703012号厚生労働省医政局長通知「歯科医師臨床研修費補助事業の実施について」の別紙「歯科医師臨床研修費補助事業実施要綱」に基づき公私立大学歯学部若しくは医学部附属病院（歯科医業を行わないものを除く。）及び厚生労働大臣の指定した公私立病院若しくは診療所の開設者が行う歯科医師法（昭和23年法律第202号）第16条の2第1項に定める歯科医師臨床研修の事業（研修プログラムに基づき行う事業）及び指導歯科医資質向上推進事業 (イ)「歯科医師臨床研修費補助事業実施要綱」に基づき歯科大学若しくは歯学部附属する病院若しくは診療所の開設者が行う在宅歯科医療等研修推進事業 (交付額の算定方法) 4 これらの補助金の交付額は、次の（1）により算出された額及び次の（2）により算出された額の合計額とする。 ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。 (1) 医療関係者研修費等補助金 一般用医薬品適正使用推進のための研修事業 (ア) 別表1の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して、少ない方の額を選定する。	一般用医薬品適正使用推進のための研修事業実施要綱」に基づき別に定める公募要領により採択された法人が行う事業 <u>イ 遠隔医療従事者研修事業（医療従事者資質向上対策費）</u> <u>令和2年12月2日医政発1202第10号厚生労働省医政局長通知「遠隔医療従事者研修事業実施要綱について」の別添「遠隔医療従事者研修事業実施要綱」に基づき別に定める公募要領により採択された団体が行う事業</u> (2) 臨床研修費等補助金 臨床研修事業等（医療提供体制確保対策費） ア 医師 平成16年10月7日医政発第1007014号厚生労働省医政局長通知「医師臨床研修費補助事業の実施について」の別添「医師臨床研修費補助事業実施要綱」に基づき、医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令（平成14年厚生労働省令第158号）に基づき指定を受けた臨床研修病院の開設者等が行う臨床研修の事業（研修プログラムに基づき行う事業）及び地域協議会の事業 イ 歯科医師 (ア) 平成18年7月3日医政発第0703012号厚生労働省医政局長通知「歯科医師臨床研修費補助事業の実施について」の別紙「歯科医師臨床研修費補助事業実施要綱」に基づき公私立大学歯学部若しくは医学部附属病院（歯科医業を行わないものを除く。）及び厚生労働大臣の指定した公私立病院若しくは診療所の開設者が行う歯科医師法（昭和23年法律第202号）第16条の2第1項に定める歯科医師臨床研修の事業（研修プログラムに基づき行う事業）及び指導歯科医資質向上推進事業 (イ)「歯科医師臨床研修費補助事業実施要綱」に基づき歯科大学若しくは歯学部附属する病院若しくは診療所の開設者が行う在宅歯科医療等研修推進事業 (交付額の算定方法) 4 これらの補助金の交付額は、次の（1）<u>のア～イ</u>により算出された額の<u>合計額</u>及び次の（2）により算出された額の合計額とする。 ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。 (1) 医療関係者研修費等補助金 <u>ア</u> 一般用医薬品適正使用推進のための研修事業 (ア) 別表1の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して、少ない方の額を選定する。

別 紙

改正後	現行
(イ) (ア) により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額を交付額とする。 <u>(削除)</u> (2) 臨床研修費等補助金 臨床研修事業等 ア 別表 <u>2</u> の第2欄に定める種目ごとに第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して、少ない方の額を選定する。 ただし、国立大学病院にあっては、Ⅰ医師のうち、指導医経費及び剖検経費（両経費とも研修医が国立大学病院以外の病院（国（国立高度専門医療研究センターを含む。）が開設する病院を除く。）で研修を行う場合に限る。）、地元研修医採用・育成経費、へき地診療所等研修支援経費、産婦人科宿日直研修事業経費及び小児科宿日直研修事業経費に限り、Ⅱ歯科医師のうち、指導経費及び研修歯科医物件費（両経費とも研修歯科医が国立大学病院以外の病院（国（国立高度専門医療研究センターを含む。）が開設する病院を除く。）又は診療所で研修を行う場合に限る。）、在宅歯科医療等研修推進経費（歯学を履修する課程を置く大学に附属する病院若しくは診療所に限る。）に限り算定できるものとする。 イ アにより種目ごとに選定された額の合計と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを施設ごとに比較して、少ない方の額を交付額とする。 5～13（略）	(イ) (ア) により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額を交付額とする。 <u>イ 遠隔医療従事者研修事業</u> <u>(ア) 別表 2 の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して、少ない方の額を選定する。</u> <u>(イ) (ア) により選定された額の合計額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額を交付額とする。</u> (2) 臨床研修費等補助金 臨床研修事業等 ア 別表 <u>3</u> の第2欄に定める種目ごとに第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して、少ない方の額を選定する。 ただし、国立大学病院にあっては、Ⅰ医師のうち、指導医経費及び剖検経費（両経費とも研修医が国立大学病院以外の病院（国（国立高度専門医療研究センターを含む。）が開設する病院を除く。）で研修を行う場合に限る。）、地元研修医採用・育成経費、へき地診療所等研修支援経費、産婦人科宿日直研修事業経費及び小児科宿日直研修事業経費に限り、Ⅱ歯科医師のうち、指導経費及び研修歯科医物件費（両経費とも研修歯科医が国立大学病院以外の病院（国（国立高度専門医療研究センターを含む。）が開設する病院を除く。）又は診療所で研修を行う場合に限る。）、在宅歯科医療等研修推進経費（歯学を履修する課程を置く大学に附属する病院若しくは診療所に限る。）に限り算定できるものとする。 イ アにより種目ごとに選定された額の合計と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを施設ごとに比較して、少ない方の額を交付額とする。 5～13（略）

別 紙

改正後				現行			
別表 1				別表 1			
1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費
医療関係者研修費等補助金	一般用医薬品適正使用推進のための研修事業	(略)	(略)	医療関係者研修費等補助金	一般用医薬品適正使用推進のための研修事業	(略)	(略)
(削除)				別表 2			
1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費
医療関係者研修費等補助金	遠隔医療従事者研修事業	6, 5 4 2 千円	遠隔医療従事者研修事業の実施に必要な次に掲げる経費 職員諸手当（非常勤）、非常勤職員手当、諸謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料（会場借料、機器借料）、会議費、社会保険料（非常勤）、委託費（上記に掲げる経費に該当するものの。）				

別 紙

改正後				現行			
別表 2				別表 3			
1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費
臨床研修費等補助金	臨床研修事業（教育指導経費）	(略)	(略)	臨床研修費等補助金	臨床研修事業（教育指導経費）	(略)	(略)
	臨床研修事業（地域協議会経費）	(略)	(略)		臨床研修事業（地域協議会経費）	(略)	(略)

別紙

改正後				現行			
区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費
臨床研修費等補助金	歯科医師臨床研修事業（教育指導経費）	(略)	(略)	臨床研修費等補助金	歯科医師臨床研修事業（教育指導経費）	(略)	(略)

医療関係者研修費等補助金及び臨床研修費等補助金交付要綱

厚生労働省発医政第0521001号
平成21年5月21日

厚生労働省発医政0422第7号
平成22年4月22日

厚生労働省発医政0426第6号
平成23年4月26日

厚生労働省発医政0510第6号
平成24年5月10日

厚生労働省発医政0520第2号
平成25年5月20日

厚生労働省発医政0603第5号
平成26年6月3日

厚生労働省発医政0622第7号
平成27年6月22日

厚生労働省発医政1201第1号
平成27年12月1日

厚生労働省発医政0511第10号
平成28年5月11日

厚生労働省発医政0714第2号
平成29年7月14日

厚生労働省発医政0831第9号
平成30年8月31日

厚生労働省発医政0924第2号
令和元年9月24日

厚生労働省発医政1224第19号
令和2年12月24日

厚生労働省発医政0921第2号
令和3年9月21日

厚生労働省発医政 1 0 0 6 第 1 号
令和 4 年 1 0 月 6 日

厚生労働省発医政 0 9 0 8 第 2 号
令和 5 年 9 月 8 日

厚生労働省発医政 0 9 0 4 第 1 号
令和 6 年 9 月 4 日

医療関係者研修費等補助金及び臨床研修費等補助金交付要綱

(通 則)

- 1 医療関係者研修費等補助金及び臨床研修費等補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年<sup>厚生省
労働省</sup>令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

- 2 これらの補助金は、医師、歯科医師及び薬剤師等の資質の向上を図るほか、地域における医師不足、医師偏在を是正し、もって地域において安心・信頼してかかる医療の確保と国民の健康づくりの推進を目的とする。

(交付の対象)

- 3 これらの補助金は、次の事業を交付の対象とする。

(1) 医療関係者研修費等補助金

一般用医薬品適正使用推進のための研修事業（医薬品適正使用推進費）

令和5年5月29日薬生発 0529 第2号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知「一般用医薬品適正使用推進のための研修事業実施要綱」に基づき別に定める公募要領により採択された法人が行う事業

(2) 臨床研修費等補助金

臨床研修事業等（医療提供体制確保対策費）

ア 医 師

平成16年10月7日医政発第1007014号厚生労働省医政局長通知「医師臨床研修費補助事業の実施について」の別添「医師臨床研修費補助事業実施要綱」に基づき、医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令（平成14年厚生労働省令第158号）に基づき指定を受けた臨床研修病院の開設者等が行う臨床研修の事業（研修プログラムに基づき行う事業）及び地域協議会の事業

イ 歯 科 医 師

（ア）平成18年7月3日医政発第0703012号厚生労働省医政局長通知「歯科医師臨床研修費補助事業の実施について」の別紙「歯科医師臨床研修費補助事業実施要綱」に基づき公私立大学歯学部若しくは医学部附属病院（歯科医業を行わないものを除く。）及び厚生労働大臣の指定した公私立病院若しくは診療所の開設者が行う歯科医師法（昭和23年法律第202号）第16条の2第1項に定める歯科医師臨床研修の事業（研修プログラムに基づき行う事業）及び指導歯科医資質向上推進事業

（イ）「歯科医師臨床研修費補助事業実施要綱」に基づき歯科大学若しくは歯学部に附属する病院若しくは診療所の開設者が行う在宅歯科医療等研修推進事業

(交付額の算定方法)

- 4 これらの補助金の交付額は、次の(1)により算出された額及び次の(2)により算出された額の合計額とする。

ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 医療関係者研修費等補助金

一般用医薬品適正使用推進のための研修事業

(ア) 別表1の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して、少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額を交付額とする。

(2) 臨床研修費等補助金

臨床研修事業等

ア 別表2の第2欄に定める種目ごとに第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して、少ない方の額を選定する。

ただし、国立大学病院にあっては、Ⅰ医師のうち、指導医経費及び剖検経費(両経費とも研修医が国立大学病院以外の病院(国(国立高度専門医療研究センターを含む。))が開設する病院を除く。))で研修を行う場合に限り。)、地元研修医採用・育成経費、へき地診療所等研修支援経費、産婦人科宿日直研修事業経費及び小児科宿日直研修事業経費に限り、Ⅱ歯科医師のうち、指導経費及び研修歯科医物件費(両経費とも研修歯科医が国立大学病院以外の病院(国(国立高度専門医療研究センターを含む。))が開設する病院を除く。))又は診療所で研修を行う場合に限り。)、在宅歯科医療等研修推進経費(歯学を履修する課程を置く大学に附属する病院若しくは診療所に限り。))に限り算定できるものとする。

イ アにより種目ごとに選定された額の合計と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを施設ごとに比較して、少ない方の額を交付額とする。

(交付の条件)

- 5 これらの補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 事業に要する経費の配分の変更(それぞれの種目の配分額のいずれか低い額の10%以内の変更を除く。))には、速やかに6に定める申請手続による当該都道府県の区域を管轄する地方厚生局長又は厚生労働大臣(以下「厚生労働大臣等」という。))の承認を受けなければならない。ただし、区分補助金間相互の経費の配分の変更は認めないものとする。

(2) 事業の内容を変更する場合(軽微な変更を除く。))には、速やかに厚生労働大臣等の承認を受けなければならない。

(3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに厚生労働大臣等の承認を受けなければならない。

(4) 事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣等に報告して、その指示を受けなければならない。

(5) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円(民間団体にあっては30万円)以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで厚生労働大臣等の承認を

受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

- (6) 厚生労働大臣等の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (8) 補助金と事業に係る証拠書類等の管理については、次によるものとする。
(補助事業者が地方公共団体の場合)

補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした第1号様式による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

- (補助事業者が地方公共団体以外の場合)

事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

- (9) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、第3号様式により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに厚生労働大臣等に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を国庫に返還しなければならない。

- (10) 補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。
- (11) 都道府県は、国から概算払により間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。
- (12) 都道府県は、間接補助金を間接補助事業者に交付する場合には（1）から（10）までに掲げる条件を付さなければならない。この場合において（1）か

ら（４）まで、（６）及び（９）中「厚生労働大臣等」とあるのは「都道府県知事」と、「国庫」とあるのは「都道府県」と（５）中「厚生労働大臣等の承認」とあるのは、「都道府県知事の承認」と、（１０）中「補助金」とあるのは「間接補助金」と読み替えるものとする。

- （１３）（１２）により付した条件に基づき都道府県知事が承認又は指示する場合には、あらかじめ厚生労働大臣等の承認又は指示を受けなければならない。
- （１４）間接補助事業者から財産の処分による収入の全部又は一部の納付があった場合並びに間接補助金に係る仕入控除税額が確定したことによる当該仕入控除税額の返還があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

（申請の手続）

６ これらの補助金の交付の申請は、次により行うものとする。

（１）都道府県以外が行う３の（２）のアの事業

（ア）補助事業者は、第２号様式による申請書に関係書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出するものとする。

（イ）都道府県知事は、（ア）の申請書を受理したときは、別途定める期日までに地方厚生局長に提出するものとする。

（２）都道府県が行う３の（２）のアの事業

補助事業者は、第２号様式による申請書に関係書類を添えて、別途定める期日までに地方厚生局長に提出するものとする。

（３）都道府県以外が行う３の（２）のイの事業

（ア）補助事業者は、第２号様式による申請書に関係書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出するものとする。

（イ）都道府県知事は、（ア）の申請書を受理したときは、別途定める期日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

（４）３の（１）及び都道府県が行う（２）のイの事業

補助事業者は、第２号様式による申請書に関係書類を添えて、別途定める期日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

（変更申請手続）

７ これらの補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には６に定める申請手続に従い毎年度１月２０日までに
行うものとする。

（交付決定までの標準的期間）

８ これらの補助金の交付の決定までの標準的期間は、次のとおりとする。

（１）補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第２６条第２項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合において、都道府県知事は、６の（１）の（ア）、（３）の（ア）若しくは７による申請書が到達した日から起算して原則として１月以内に厚生労働大臣等に提出するものとする。

（２）厚生労働大臣等は、６の（１）の（イ）、（２）、（３）の（イ）、（４）若しくは７による申請書が到達した日から起算して原則として１月以内に交付の決定（変更交付決定を含む。）を行うものとする。

(状況報告)

- 9 補助事業者は、事業の遂行及び支出状況について厚生労働大臣等の要求があったときは、速やかにその状況を報告しなければならない。

(補助金の概算払)

- 10 厚生労働大臣等は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(実績報告)

- 11 これらの補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。

(1) 都道府県以外が行う3の(2)のアの事業

(ア) 補助事業者は、第4号様式による報告書に関係書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県に提出するものとする。

(イ) 都道府県知事は、(ア)の報告書を受理したときは、これを審査し、とりまとめのうえ、第4号様式により関係書類を添えて、事業完了の日から起算して1月を経過した日(5の(3)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1月を経過した日)又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに、地方厚生局長に提出するものとする。

(2) 都道府県が行う3の(2)のアの事業

補助事業者は、第4号様式による報告書に関係書類を添えて、事業完了の日から起算して1月を経過した日(5の(3)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1月を経過した日)又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに、地方厚生局長に提出するものとする。

(3) 都道府県以外が行う3の(2)のイの事業

(ア) 補助事業者は、第4号様式による報告書に関係書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県に提出するものとする。

(イ) 都道府県知事は、(ア)の報告書を受理したときは、これを審査し、とりまとめのうえ、第4号様式により関係書類を添えて、事業完了の日から起算して1月を経過した日(5の(3)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1月を経過した日)又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに、厚生労働大臣に提出するものとする。

(4) 3の(1)及び都道府県が行う(2)のイの事業

補助事業者は、第4号様式による報告書に関係書類を添えて、事業完了の日から起算して1月を経過した日(5の(3)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1月を経過した日)又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに、厚生労働大臣に提出するものとする。

(補助金の返還)

- 12 厚生労働大臣等は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

- 13 特別の事情により、4、6、7及び11に定める算定方法、手続きによること
ができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣等の承認を受けてその定めるところによるものとする。

別表 1

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費
医療関係者研修費等補助金	一般用医薬品適正使用推進のための研修事業	5, 0 4 8 千円	一般用医薬品適正使用推進のための研修事業の実施に必要な次に掲げる経費 諸謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料（会場借料、機器借料）、会議費

別表 2

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費
臨床研修費等補助金	臨床研修事業（教育指導経費）	I 医 師 ◎ 基幹型臨床研修病院（大学病院を含む。）が申請する場合 次により算定した合計額。 ただし、算定に当たって、研修医延人数、事業延日数には、国が開設する病院等補助対象外の病院における研修医及び都道府県が地域医療介護総合確保基金により支援する病院における対象となる研修医の人数、事業日数は含めないこと。 また、国立大学病院にあっては、指導医経費及び剖検経費（両経費とも研修医が国立大学病院以外の病院（国（国立高度専門医療研究センターを含む。）が開設する病院を除く。）で研修を行う場合に限る。）、地	臨床研修を行うために必要な次に掲げる経費（ただし、人件費については事業主が負担する健康保険料、共済掛金、雇用保険料及び労災保険料等については臨床研修費等補助金の補助対象とならない） 1 研修管理委員会等経費 諸謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、会議費 2 プログラム責任者人件費（プログラム管理に係るもの） 職員基本給、職員諸手

		元研修医採用・育成経費、へき地診療所等研修支援経費、産婦人科宿日直研修事業経費及び小児科宿日直研修事業経費に限り算定できるものとする。 なお、次に掲げる①及び③に該当する場合は、合計額に 0.8 を乗じた額とし、②に該当する場合は、合計額に 0.9 を乗じた額とする。 ① 研修医に決まって支払われる給与（時間外手当、当直手当等を除く。）が年額 720 万円を越える場合（都道府県の要請等により受け入れた自治医科大学の医学部卒業生を除く。） ② 研修医に決まって支払われる給与（時間外手当、当直手当等を除く。）が年額 630 万円を超え、720 万円以下の場合（都道府県の要請等により受け入れた自治医科大学の医学部卒業生を除く。） ③ 臨床研修病院が研修医の募集及び採用を行う際の留意事項等について（平成 29 年 7 月 31 日付医事課長通知）の趣旨に反し、臨床研修期間中に他都道府県等において従事要件等が課されている研修希望者を採用した場合、及び従事要件等からの離脱者であって都道府県又は大学がその離脱を妥当なものと評価していない研修希望者を採用した場合 1 指導医経費 （1）指導医経費 ① 当該年度 4 月 1 日現在の研修医受入数が 20 人未満の場合 ア 1 種地域及び 2 種地域 （63,000 円／月額）×研修医延人数 イ 3 種地域 （52,000 円／月額）×研修医延人数 ウ 4 種地域	当 3 指導医及びプログラム責任者の補助者雇上経費 職員諸手当（非常勤）、非常勤職員手当 4 通信運搬費 5 指導医、プログラム責任者（研修医指導分）にかかる経費 職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、諸謝金 6 プログラム責任者養成講習会修了者及び臨床研修等指導医養成講習会修了者が、より高度な指導等を行うための情報収集及び学会等に出席するために必要な次に掲げる経費 旅費、備品費（図書）、消耗品費（教材等材料費を含む） 7 剖検経費 大学病院にあっては、消耗品費 臨床研修病院にあっては、諸謝金、旅費、消耗品費 8 へき地診療所等の研修経費 旅費 9 産婦人科宿日直研修事業経費及び小児科宿日直研修事業経費 指導医等の職員諸手当（事業日数 1 日当たり当直医師 1 名分の手当に限る。）
--	--	--	--

		(47,000 円／月額) × 研修医延人数 エ 5 種地域 (42,000 円／月額) × 研修医延人数 ただし、都道府県知事により、二次又は三次救急病院に認定されている病院については、上記月額単価に 500 円を加算して得た額を月額単価とする。 ② 当該年度 4 月 1 日現在の研修医受入数が 20 人以上の場合 ア 1 種地域及び 2 種地域 (46,000 円／月額) × 研修医延人数 イ 3 種地域 (39,000 円／月額) × 研修医延人数 ウ 4 種地域 (35,000 円／月額) × 研修医延人数 エ 5 種地域 (31,000 円／月額) × 研修医延人数 ただし、都道府県知事により、二次又は三次救急病院に認定されている病院については、上記月額単価に 300 円を加算して得た額を月額単価とする。 (2) 賃金 (15,000 円／月額) × 研修医延人数 2 地元研修医採用・育成経費 地元出身者や同一都道府県内の医学部を卒業した医学生を採用割合の高い病院（ただし、1 種及び 2 種地域に限る。） (15,000 円／月額) × 研修医延人数 3 剖検経費（1 学年平均研修医数） 大学病院にあっては、 (40,000 円／年額) × 研修医数 臨床研修病院にあっては、 (97,000 円／年額) × 研修医数 ただし、上記基準額に「補助対象となる病院等における研修医延人数／病院群全体の研修医延人数」を乗じて得た額とする。	
--	--	---	--

		4 プログラム責任者等経費（1 学年平均研修医数） （ア）研修医 1 人 179,000 円／年額 （イ）研修医 2 ～19 人 269,000 円／年額 （ウ）研修医 20 人～ 538,000 円／年額 （エ）研修医の募集定員が 20 人以上で、将来小児科医又は産科医になることを希望する研修医を対象とした研修プログラムを設けた病院 1,076,000 円／年額 5 研修管理委員会等経費 次に掲げる（1）及び（2）の合計額 （1）研修管理委員会 240,000 円／年額 （2）地域医療対策協議会等連絡調整 地域医療の研修を行う施設の選定や医師派遣等を行う際に、地域医療対策協議会や臨床研修施設等と調整のための会議を行う病院 81,000 円×実施回数 ただし、実施回数の上限は 2 回を限度とする。 6 へき地診療所等研修支援経費 (10,000 円／日額) ×事業延日数 7 産婦人科宿日直研修事業経費 産婦人科又は産科の研修を行う病院又は診療所 （1）指導医等が研修医と当直する場合 (120,000 円／月額) ×産婦人科又は産科の研修期間における宿日直研修事業延月数 ただし、120,000 円の月額単価は、1 月間における宿日直日数が 4 日以上の場合とし、1 月間の宿日直日数が 4 日に満たない場合は、「30,000 円×1 月間の宿日直日数」により得た額を月額単価とする。 （2）指導医等がオンコール体制にある場合 (20,000 円／月額) ×産婦人科又は産科の研修期間における宿日直研修事業延月数	
--	--	--	--

		ただし、20,000 円の月額単価は、1 月間における宿日直日数が 4 日以上の場合とし、1 月間の宿日直日数が 4 日に満たない場合は、「5,000 円×1 月間の宿日直日数」により得た額を月額単価とする。 8 小児科宿日直研修事業経費 小児科の研修を行う病院又は診療所 (1) 指導医等が研修医と当直する場合 (120,000 円/月額) × 小児科の研修期間における宿日直研修事業延月数 ただし、120,000 円の月額単価は、1 月間における宿日直日数が 4 日以上の場合とし、1 月間の宿日直日数が 4 日に満たない場合は、「30,000 円×1 月間の宿日直日数」により得た額を月額単価とする。 (2) 指導医等がオンコール体制にある場合 (20,000 円/月額) × 小児科の研修期間における宿日直研修事業延月数 ただし、20,000 円の月額単価は、1 月間における宿日直日数が 4 日以上の場合とし、1 月間の宿日直日数が 4 日に満たない場合は、「5,000 円×1 月間の宿日直日数」により得た額を月額単価とする。 (注) 交付額は、調整の上決定することもあり得ること。 ◎ 協力型臨床研修病院又は臨床研修協力施設が申請する場合 次により算定した合計額 ただし、算定に当たって、研修医延人数、事業延日数には、国が開設する病院等補助対象外の病院における研修医及び都道府県が地域医療介護総合確保基金により支援する病院における対象となる研修医の人数、事業日数は含めないこと。 また、国立大学病院にあっては、指導医経費及び剖検経費（両経費とも研修医が国立大学病院以外の病院（国（国立高度専門医	臨床研修を行うために必要な次に掲げる経費 1 通信運搬費 2 指導医にかかる職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、諸謝金 3 臨床研修等指導医養成講習会修了者が、より高度な指導等を行うための情報収集及び学会等に出席するために必要な次に掲げる経費 旅費、備品費（図書）、
--	--	--	--

		療研究センターを含む。)が開設する病院を除く。)で研修を行う場合に限る。)、地元研修医採用・育成経費、へき地診療所等研修支援経費、産婦人科宿日直研修事業経費及び小児科宿日直研修事業経費に限り算定できるものとする。 次に掲げる①に該当する場合は、合計額に 0.8 を乗じた額とし、②に該当する場合は、合計額に 0.9 を乗じた額とする。 ① 研修医に決まって支払われる給与(時間外手当、当直手当等を除く。)が年額 720 万円を超える場合(都道府県の要請等により受け入れた自治医科大学の医学部卒業生を除く。) ② 研修医に決まって支払われる給与(時間外手当、当直手当等を除く。)が年額 630 万円を超え、720 万円以下の場合(都道府県の要請等により受け入れた自治医科大学の医学部卒業生を除く。) 1 指導医経費 (1) 指導医経費 ア 1 種地域及び 2 種地域 (63,000 円/月額) × 研修医延人数 イ 3 種地域 (52,000 円/月額) × 研修医延人数 ウ 4 種地域 (47,000 円/月額) × 研修医延人数 エ 5 種地域 (42,000 円/月額) × 研修医延人数 ただし、都道府県知事により、二次又は三次救急病院に認定されている病院については、上記月額単価に 500 円を加算して得た額を月額単価とする。 (2) 賃金 (15,000 円/月額) × 研修医延人数 2 地元研修医採用・育成経費 地元出身者や同一都道府県内の医学部を卒業した医学生を採用割合の高い病院(ただし、1 種及び 2 種地域に限る。) (15,000 円/月額) × 研修医延	消耗品費(教材等材料費を含む) 4 剖検経費 大学病院にあっては、消耗品費 臨床研修病院にあっては、諸謝金、旅費、消耗品費 5 産婦人科宿日直研修事業経費及び小児科宿日直研修事業経費 指導医等の職員諸手当(事業日数 1 日当たり当直医師 1 名分の手当に限る。)
--	--	--	--

		人数 3 剖検経費(1 学年平均研修医数) 大学病院にあっては、 (40,000 円／年額)×研修医数 臨床研修病院にあっては、 (97,000 円／年額)×研修医数 ただし、上記基準額に「補助対象 となる病院等における研修医延人 数／病院群全体の研修医延人数」 を乗じて得た額とする。 4 産婦人科宿日直研修事業経費 産婦人科又は産科の研修を行 う病院又は診療所 (1) 指導医等が研修医と当直する 場合 (120,000 円／月額)×産婦 人科又は産科の研修期間にお ける宿日直研修事業延月数 ただし、120,000 円の月額単 価は、1 月間における宿日直日 数が 4 日以上の場合とし、1 月 間の宿日直日数が 4 日に満た ない場合は、「30,000 円×1 月 間の宿日直日数」により得た額 を月額単価とする。 (2) 指導医等がオンコール体制に ある場合 (20,000 円／月額)×産婦人 科又は産科の研修期間におけ る宿日直研修事業延月数 ただし、20,000 円の月額単価 は、1 月間における宿日直日数 が 4 日以上の場合とし、1 月間 の宿日直日数が 4 日に満たな い場合は、「5,000 円×1 月間の 宿日直日数」により得た額を月 額単価とする。 5 小児科宿日直研修事業経費 小児科の研修を行う病院又は 診療所 (1) 指導医等が研修医と当直する 場合 (120,000 円／月額)×小児 科の研修期間における宿日直 研修事業延月数 ただし、120,000 円の月額単 価は、1 月間における宿日直日 数が 4 日以上の場合とし、1 月 間の宿日直日数が 4 日に満た ない場合は、「30,000 円×1 月 間の宿日直日数」により得た額	
--	--	---	--

		を月額単価とする。 (2) 指導医等がオンコール体制にある場合 (20,000 円／月額) × 小児科の研修期間における宿日直研修事業延月数 ただし、20,000 円の月額単価は、1 月間における宿日直日数が 4 日以上の場合とし、1 月間の宿日直日数が 4 日に満たない場合は、「5,000 円 × 1 月間の宿日直日数」により得た額を月額単価とする。 (注) 交付額は、調整の上決定することもあり得ること。	
	臨床研修事業 (地域協議会経費)	1, 9 3 2 千円 (注) 交付額は、調整の上決定することもあり得ること。	臨床研修に関する地域協議会で、都道府県内の臨床研修病院ごとの募集定員の調整又は臨床研修病院群の形成について協議、検討するために必要な次に掲げる経費 職員諸手当 (非常勤)、非常勤職員手当 (事務補助者雇上経費)、諸謝金、旅費、会議費

区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費
臨床研修費等補助金	歯科医師臨床研修事業 (教育指導経費)	Ⅱ 歯科医師 ◎ 単独型又は管理型臨床研修施設 (大学病院を含む。) が申請する場合 次により算定した合計額 ただし、算定に当たって、研修歯科医延人数、事業実施研修歯科医数には、国が開設する施設等補助対象外の施設における研修歯科医の人数は含めないこと。 また、研修歯科医延人数は、当該年度内における各月の末日に在籍する研修歯科医数の総和であること。 また、国立大学病院にあっては、指導経費及び研修歯科医物件費 (両経費とも研修歯科医が国立大学病院以外の病院 (国 (国立高度専門医療研究センターを	歯科医師臨床研修を行うために必要な次に掲げる経費 1 研修管理委員会経費 諸謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、会議費 2 プログラム責任者人件費 (プログラム管理に係るもの) 職員基本給、職員諸手当、社会保険料 3 通信運搬費 4 指導歯科医、指導医 (医科・歯科連携に資する科目分)、プログラム責任者

		含む。)が開設する病院を除く。)又は診療所で研修を行う場合に限る。)、在宅歯科医療等研修推進経費(歯学を履修する課程を置く大学に附属する病院若しくは診療所に限る。)に限り算定できるものとする。 1 指導経費 次に掲げる(1)及び(2)の合計額 (1) 歯科分 (57,000 円/月額) × 研修歯科医延人数 (2) 医科分(医科・歯科連携に資する診療科) (57,000 円/月額) × 研修歯科医延人数 2 プログラム責任者経費 次に掲げる(1)及び(2)の合計額 (1) 基本業務 ア 研修歯科医 1～19 人 487,450 円/年額 イ 研修歯科医 20 人～ 974,900 円/年額 (2) 目標達成管理 別途、医政局歯科保健課長が通知する目標達成管理に係る評価に基づく区分とする。 S (4,080 円/月額) × 研修歯科医延人数 A (3,400 円/月額) × 研修歯科医延人数 B (2,720 円/月額) × 研修歯科医延人数 3 研修管理委員会経費 223,000 円/年額 4 へき地診療所研修支援経費 (27,680 円/年額) × 事業実施研修歯科医数 5 研修歯科医物件費 (4,000 円/月額) × 研修歯科医延人数 6 指導歯科医資質向上推進経費 397,330 円/年額 (注) 2 (2) 目標達成管理の算定に係る研修歯科医延人数は国が開設する施設等補助対象外の施	(研修歯科医指導分)に係る経費 職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、諸謝金、社会保険料 5 消耗品費(歯科医学研究材料費含む)、印刷製本費、光熱水料 6 プログラム責任者及び指導歯科医が臨床研修施設群内の施設へ出張するための経費、及びより高度な指導等を行うための情報収集及び学会等に出席するために必要な経費で、次に掲げるもの 旅費、備品費(図書)、消耗品費(教材等材料費を含む) 7 へき地診療所の研修経費 旅費 8 指導歯科医資質向上推進事業に必要な次に掲げる経費 諸謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、会議費 9 在宅歯科医療等研修推進事業に必要な次に掲げる経費 職員諸手当(非常勤)、非常勤職員手当、諸謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、社会保険料(非常勤)
--	--	---	--

		設における研修歯科医の人数を含めること。 7 在宅歯科医療等研修推進経費 368,370 円／年額 (注) 交付額は、調整の上決定することもあり得ること。 ◎ 協力型臨床研修施設が申請する場合 次により算定した合計額 ただし、算定に当たって、研修歯科医延人数には、国が開設する施設等補助対象外の施設における研修歯科医の人数は含めないこと。 また、研修歯科医延人数は、当該年度内における各月の末日に在籍する研修歯科医数の総和であること。 国立大学病院にあっては、指導経費及び研修歯科医物件費（両経費とも研修歯科医が国立大学病院以外の病院（国（国立高度専門医療研究センターを含む。）が開設する病院を除く。）又は診療所で研修を行う場合に限る。）に限り算定できるものとする。 1 指導経費 次に掲げる（１）及び（２）の合計額 （１）歯科分 （57,000 円／月額）× 研修歯科医延人数 （２）医科分（医科・歯科連携に資する診療科） （57,000 円／月額）× 研修歯科医延人数 2 研修歯科医物件費 （4,000 円／月額）× 研修歯科医延人数	歯科医師臨床研修を行うために必要な次に掲げる経費 1 通信運搬費 2 指導歯科医、指導医（医科・歯科連携に資する科目分）にかかる経費 職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、諸謝金、社会保険料 3 消耗品費（歯科医学研究材料費含む）、印刷製本費、光熱水料 4 指導歯科医が臨床研修施設群内の施設へ出張するための経費、及びより高度な指導等を行うための情報収集及び学会等に出席するために必要な経費で、次に掲げるもの 旅費、備品費（図書）、消耗品費（教材等材料費を含む）
--	--	---	---

		(注) 交付額は、調整の上決定 することもあり得ること。	
--	--	---------------------------------	--